



平成29年度キラッ☆とよた 「ワークスペース」利用登録要項

- とよた男女共同参画センターは**男女共同参画の推進**を図る拠点施設です。
 - 女性も男性も、誰もがイキイキと活躍できる社会をめざす市民活動団体の活動や女性の多様な活躍の一つである「起業」を推進するため、市民活動団体及び市内で起業を目指す女性が主体的に実施する講座やセミナー等開催のための**ワークスペース等利用登録**を行います。
 - 登録により、ワークスペース及び託児室の事前予約・利用が可能となります。
- ※場所の予約を必要としない打合せや活動については、登録なしで随時利用できます。
※託児室はキラッ☆とよた以外の施設利用に伴う託児としての利用はできません。

開館時間	午前9時～午後9時（日曜・祝日の月曜は午後5時まで） ※利用登録の申請受付は午後5時まで
休館日	毎週月曜日（但し祝日の場合は開館）、年末年始

【登録できる方】 ※登録は1年ごとになります。

以下の①及び②、③のいずれかに該当していることが必要です。

- ① 男女共同参画センターの設立目的・趣旨に賛同し、活動できること
- ② とよた市民活動センターの登録団体であること
- ③ 豊田市内で起業している、または起業を目指している女性※であること
（※フランチャイズ等を除く。登録は3年を上限とする。）

【手続きに必要なもの】

<市民活動団体>

- ① 男女共同参画センターワークスペース利用登録申請書

<女性起業家>

- ① 男女共同参画センターワークスペース利用登録申請書
- ② 身分証明書（顔写真付き）
- ③ 事業（起業）内容が分かる書類（パンフレットや事業計画書など）

【施設および利用方法】

- ① ワークスペース及び託児室の利用ができます。(ただし、同月内10回まで)
- ② 開館時間の範囲内で1時間単位での予約・利用ができます。
- ③ 施設の利用予約は登録決定後から行えます。市民活動団体は利用希望日を含む月の2か月前の10日から、女性起業家は同じく3か月前の1日から予約できます。
- ④ ホワイトボード、スクリーン、プロジェクターの利用ができます。
(他で利用しているなど、貸出しできない場合があります。)

【講座・セミナー等開催の注意事項】

- ① 開催の1か月前までにチラシ等実施内容の分かる書類を提出してください。
- ② 受講料を徴収する場合は、参加者一人あたり3,000円/回を上限とします。
- ③ 受講料を徴収する場合は、参加者の募集開始前に予算書を提出してください。
- ④ チラシを作成する場合は、必ず主催者の問い合わせ先を掲載してください。
- ⑤ チラシはとよた男女共同参画センターに設置することができます。

【利用の注意事項】

- ① 政治・宗教に関する内容での利用はできません。
- ② 営利目的(販売、商談等)での利用はできません。
- ③ 月謝(会費)制の習い事等のための利用はできません。
- ④ 託児室を利用する場合は、必ず託児者を配置してください。
- ⑤ 託児室は他の団体との共有で使用していただく場合があります。
- ⑥ 上記以外で、センターの利用規定や公序良俗に反すると認められた場合は速やかに利用を中止していただきます。

【その他】

要項に定めのない事項については、市民活躍支援課長が協議の上決定することとします。

とよた男女共同参画センターワークスペース利用登録決定書

	申請日 平成 年 月 日
団体名・起業活動名	代表者氏名・登録者氏名
住所（〒 — ）	電話番号（ ）

登録年月日 平成 年 月 日
登録番号

利用のきまり

- ・ワークスペース及び託児室の予約利用は、同月内10回までとします。
- ・利用予約は電話（31-7780）、または窓口で受付けます。
- ・市民活動団体は利用希望日を含む月の2か月前の1日から、女性起業家は利用希望日を含む月の3か月前の1日から予約できます。
- ・託児室のみの利用は原則できません。

講座・セミナー等開催のきまり

- ・開催の1か月前までにチラシ等実施内容の分かる書類を提出してください。
- ・受講料を徴収する場合は、参加者一人あたり3,000円/回を上限とします。
- ・受講料を徴収する場合は、参加者の募集開始前に予算書を提出してください。
- ・チラシを作成する場合は、必ず主催者の問い合わせ先を掲載してください。

その他注意事項

- ・政治・宗教に関する内容での利用はできません。
- ・営利目的（販売、商談等）での利用はできません。
- ・月謝（会費）制の習い事等の利用はできません。
- ・託児室を利用する場合は、必ず託児者を配置してください。
- ・託児室は他の団体と共用で使用していただく場合があります。